

特別寄稿

必要経費と事業との

直接関連性

最高裁平成26年1月17日決定



三木義一氏
青山学院大学
法学部教授

1 さる1月17日最高裁第二小法廷は、必要経費について画期的な判断を下しました。必要経費になる要件として「事業との直接関係性」は不要との高裁判決を支持したからです。これまでの税務調査では、納税者が支出したものの必要経費性について「事業に直接関係ない」から経費ではない、という取り扱いがかなりの横行していました。しかし、所得税法という法律には「業務について生じた」支出であれば必要経費であると書いてあり、「直接」関係しているかどうかは必要経費の要件ではなかったはずなのです。

2 今回の決定はこのことが中心的な争点として争われた事案についての最高裁の初めての判断でした。この事案の原告は日弁連の役員で、役員になった関係で支出を余儀なくされたもの、具体的には①役員になるための立候補費用、②役員としての懇親会費、③日弁連事務局員に対するお香典など、を経費として計上しました。ところが、課税庁がそれらの支出は弁護士業務と「直接」の関係がないとして、その経費性を認めなかったのです。

3 平成23年8月9日の東京地裁判決は原告の主張を次のような論理で認めませんでした。「ところで、事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることと趣旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにあると解されるところ、個人の事業主は、日常生活において事業による所得の獲得活動のみならず、所得の処分としての私的な消費活動も行ってきているのであるから、事業所得の金額の計算に当たっては、事業上の必要経費と所得の処分である家事費とを明確に区分する必要がある。そして、所得税法37条1項は、上記のとおり、一般対応の必要経費について『所得を生ずべき業務について生じた費用』であると規定している。また、同法45条1項は、家事上の経費(以下「家事費」という)が、担当者の先生方にお任

せしていました。負けるはずがない、と思っていたからです。しかし、この判決を読んで驚き、弁護士が昭和38年の整備答申(昭和38年12月の税制調査会「所得税及び法人税の整備に関する答申」)をちゃんと裁判所に提出し、それに基づく主張をしていたのかを確かめたところ、弁護士はこの答申を知りませんでした。そこで、弁護士に急いで送り、控訴審でこの答申に基づき主張を展開してもらったわけです。

この答申は必要経費について次のように述べていました。「費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、所得の基因となる事業等に関するが所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いをいかにすべきかという問題については、純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの種の経費または損失を所得計算上考慮すべきとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。

所得税の建前としては、事業上の経費と家事費とを峻別する後者の考え方も当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、できる限り前者の考え方を採り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える。」

この改正趣旨を理解していれば、地裁判決などはあり得ないと思います。文理解釈では元々原告側に分のある事件でしたので、趣旨解釈からしても原告の主張が正当であることが立証されれば、裁判所も変わるはずでした。

平成24年9月19日の東京高裁判決は、私たちのこうした期待に答え、地裁判決を覆し、必要経費の直接性問題については、次のように述べました。

「被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、この高裁判決は、実務で横行していた狭い必要経費の認定を覆す画期的なものであります。

このことは多くの税理士さんにも、また税理士会にもいくつかの反省を迫るのではないかと考えています。というの、この事件が起きてから、私は各地の講演に際して、税理士さんに上記3つの支出(立候補費用、役員としての懇親会費、香典)の必要経費性を尋ねたのです。その結果、①すべて経費にする②②割(特に、立候補費用はだめという人が多かった)、③すべて経費ではない④2割、という状況で、必要経費という基本概念について専門家の理解がばらばらだったからです。納税者がどの税理士に依頼するかで必要経費の範囲が異なっていたというのも問題ですし、税理士会という専門家集団の研修のあり方も問われることになると思います。

今回、必要経費という基本概念について裁判で争ってききましたが、裁判になる前に税理士会が納税者の視線にたつた解釈基準を提示して、課税庁と調整するような制度も今後検討すべきではないでしょうか。

6 この事案は弁護士会の役員の出費という特殊な問題でしたので、汎用性の少ない特殊問題と誤解されがちですが、そうではなく、事業や業務で必要経費を支出しているすべての納税者にとって大変意義のある決定ですし、税理士の実務にも大きな影響を与えるものであることを最後に強調しておきたいと思

います。

「費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、所得の基因となる事業等に関するが所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いをいかにすべきかという問題については、純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの種の経費または損失を所得計算上考慮すべきとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。」

私は、この事件の弁護士に名前を入れていました。が、担当者の先生方にお任

せしていました。負けるはずがない、と思っていたからです。しかし、この判決を読んで驚き、弁護士が昭和38年の整備答申(昭和38年12月の税制調査会「所得税及び法人税の整備に関する答申」)をちゃんと裁判所に提出し、それに基づく主張をしていたのかを確かめたところ、弁護士はこの答申を知りませんでした。そこで、弁護士に急いで送り、控訴審でこの答申に基づき主張を展開してもらったわけです。

この改正趣旨を理解していれば、地裁判決などはあり得ないと思います。文理解釈では元々原告側に分のある事件でしたので、趣旨解釈からしても原告の主張が正当であることが立証されれば、裁判所も変わるはずでした。

平成24年9月19日の東京高裁判決は、私たちのこうした期待に答え、地裁判決を覆し、必要経費の直接性問題については、次のように述べました。

「被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、この高裁判決は、実務で横行していた狭い必要経費の認定を覆す画期的なものであります。

このことは多くの税理士さんにも、また税理士会にもいくつかの反省を迫るのではないかと考えています。というの、この事件が起きてから、私は各地の講演に際して、税理士さんに上記3つの支出(立候補費用、役員としての懇親会費、香典)の必要経費性を尋ねたのです。その結果、①すべて経費にする②②割(特に、立候補費用はだめという人が多かった)、③すべて経費ではない④2割、という状況で、必要経費という基本概念について専門家の理解がばらばらだったからです。納税者がどの税理士に依頼するかで必要経費の範囲が異なっていたというのも問題ですし、税理士会という専門家集団の研修のあり方も問われることになると思います。

今回、必要経費という基本概念について裁判で争ってききましたが、裁判になる前に税理士会が納税者の視線にたつた解釈基準を提示して、課税庁と調整するような制度も今後検討すべきではないでしょうか。